



# 島根県報

平成19年11月30日 (金)  
号外 第 138 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

監査公表

定期監査の結果の公表

## 監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成18年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成19年11月30日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成18年度会計に係る定期監査の結果に関する報告

一般会計及び特別会計

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成18年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第 4 項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	76	76
地 方 機 関	147	71
計	223	147

4 監査実施期日

本 庁 等 平成19年 7 月12日から10月19日まで

地方機関 平成19年 5 月31日から 7 月26日まで

第 2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下表のとおり是正、改善を要するものがあつた。

指摘事項 ( 1 ) は35件であり、契約関係が最も多かつた。各部 ( 局 ) ごとの指摘事項については第 2 の 2 に記載のとおりである。

指示事項 ( 2 ) は616件で、支出関係、収入関係、契約関係などが多数を占めている。指示事項のうち主なものについては第 2 の 3 に記載のとおりである。

なお、昨年度と比べると指摘事項は4件の減であり、指示事項は206件の減であつた。

( 単位 : 件 )

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	そ の 他	合 計
指 摘	0 ( 1 )	5 ( 5 )	9 ( 6 )	20 ( 22 )	0 ( 0 )	1 ( 5 )	0 ( 0 )	35 ( 39 )
指 示	0 ( 0 )	158 ( 157 )	185 ( 190 )	149 ( 264 )	16 ( 21 )	107 ( 189 )	1 ( 1 )	616 ( 822 )
合 計	0 ( 1 )	163 ( 162 )	194 ( 196 )	169 ( 286 )	16 ( 21 )	108 ( 194 )	1 ( 1 )	651 ( 861 )

注 ) ( ) 内は、昨年度の件数であり、工事関係については本年度の監査結果処理区分に基づき置き換えて記載している。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報登載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」( 3 ) 7項目については、該当する機関に対し文書で通知する。  
なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。  
また、平成16年度会計から18年度会計における「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」の支出状況について監査を行ったが、その結果については第2の4に記載のとおりである。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、運営の合理化に関する事項に該当する機関にあっては、その措置について検討されたい。

#### 1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの(違法又は不当な事項)
- (2) 県に損害を与えたもの(故意又は重大な過失が認められるもの)
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」として処理する場合がある。

#### 2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

#### 3 運営の合理化に関する事項

定期監査の結果、運営の合理化に資するため、該当所属に対して文書によって通知する事項

### 2 指摘事項

#### (1) 政策企画局

契約方法が適当でないもの

行政評価研修資料印刷請負契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。(政策企画監室)

#### (2) 総務部

収入の調定事務が適当でないもの

西郷港旅客上屋使用料及び同上屋テナント負担金(水道料金)に係る平成18年度収入未済分について、収入調定の取消事由がないにもかかわらず調定を取消し、平成19年度の収入として改めて調定されていた。(隠岐支庁県土整備事務所)

契約方法が適当でないもの

次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。

- ・複写機の長期継続契約(管繕課)
- ・しまね原子力広報「アトムの広場(号外)」新聞折込業務契約(消防防災課)

契約事務が適当でないもの

ア 東庁舎棟屋屋根防水修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。(管財課)

イ 浜田合同庁舎の産業廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。(西部県民センター)

ウ 竹島問題に関する調査研究最終報告書の印刷請負契約について、契約保証金を徴することとしていたにもか

かわらず、徴されていなかった。(総務課)

(3) 地域振興部

指摘事項はなかった。

(4) 環境生活部

契約事務が適当でないもの

男女共同参画センターに設置していた直流電源装置蓄電池の廃棄処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。(環境生活総務課)

(5) 健康福祉部

出納機関等の収納の処理が適当でないもの

母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の書き損じの領収証書2件について、本書、控ともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。(青少年家庭課)

契約方法が適当でないもの

障害者社会参加推進センター管理運営業務委託契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。(障害者福祉課)

契約事務が適当でないもの

次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。

・西部総合福祉センター2階テラス部分修繕工事請負契約 外1件(健康福祉総務課)

(6) 農林水産部

支出の手続きが適当でないもの

次の支出について、執行伺の手続が行われずに支出されていた。

・パソコンの購入 外1件(畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)

契約事務が適当でないもの

パソコンの廃棄処分に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規定により、産業廃棄物の収集運搬業と処分業の両方の許可を受けている業者に委託すべきであるにもかかわらず、収集運搬業の許可のみを受けている業者に委託されていた。(西部農林振興センター益田事務所)

物品の廃棄の処理が適当でないもの

廃止した公印について、島根県公印規程及び会計規則に基づく必要な手続がされていなかった。(畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)

(7) 商工労働部

指摘事項はなかった。

(8) 土木部

出納機関等の収納の処理が適当でないもの

ア けい船岸壁使用料の領収証書2件について、会計規則第149条の規定の準用により金額の訂正はできないにもかかわらず、金額を訂正して発行されていた。(浜田県土整備事務所)

イ けい船岸壁使用料の書き損じの領収証書2件について、本書、控ともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。(浜田県土整備事務所)

支出事務が適当でないもの

ア 次の支出について、支払期限後に支払ったために延滞金が発生していた。

・宅建端末回線使用料(建築住宅課)

・国有林野使用料(浜田県土整備事務所)

イ 分収造林地の解約に伴う1日2回の立会の謝金について、その支給要領では1日当たりの単価で定められて

いるにもかかわらず、1 回当たりの単価として算定し、2 日分の謝金が支出されていた。(浜田河川総合開発事務所)

契約事務が適当でないもの

次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

- ・会計検査資料の宅配契約(道路建設課)
- ・車両点検業務契約(雲南県土整備事務所)

(9) 出納局

指摘事項はなかった。

(10) 企業局

指摘事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘事項はなかった。

(12) 教育委員会

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

高等学校授業料の過年度調定分に係る債権管理について、会計規則第105条の10の規定に基づく適正な債権管理簿が作成されていなかった。(松江農林高等学校)

支出の手続が適当でないもの

旅行命令が発令されないままに、支出負担行為兼支出命令票により赴任旅費が支出されていた。(松江教育事務所、横田高等学校、大社高等学校、川本高等学校)

支出事務が適当でないもの

斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきであるにもかかわらず、定額支給されていた。(浜田ろう学校)

契約事務が適当でないもの

ア 次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。

- ・校長住宅修繕工事請負契約(松江商業高等学校)
- ・寄宿舎給湯ボイラー用給水配管改修工事請負契約(大社高等学校)
- ・寄宿舎食堂改修工事請負契約(浜田ろう学校)

イ 農業実習棟間仕切り工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。(邇摩高等学校)

ウ 事務用椅子購入契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。(松江東高等学校)

(13) 公安委員会

契約事務が適当でないもの

ア 警らパトカー修理請負契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。(大田警察署)

イ 日の出職員宿舎内装クロス貼替修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。(大田警察署)

ウ 次の契約について、賃借期間が延長されたにもかかわらず、変更契約が締結されていなかった。

- ・都川駐在所仮事務所賃貸借契約 外1件(浜田警察署)

(14) 人事委員会事務局

指摘事項はなかった。

## (15) 監査委員事務局

指摘事項はなかった。

## (16) 労働委員会事務局

指摘事項はなかった。

## 3 指示事項の主なもの

## (1) 収入事務

## 調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものがあった。

## 収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものが多数あった。

## (2) 支出事務

## 執行伺

ア 講師謝金等の支払に係る執行伺で、安易に従来どおりの単価とするなど単価の根拠が不明確なものがあった。

イ 機器等の購入に係る執行伺で、他の機種との比較検討を十分にしないままに選定されるなど機種選定理由の不明確なものがあった。

## 支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あった。

## 出納機関への協議

一定金額以上の委託契約を随意契約で行う場合等の支出負担行為について、出納機関への事前協議が必要であるにもかかわらず、協議されていないものがあった。

## 支払時期

対価の支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する期日、又は契約に定める日までに支払わなければならないにもかかわらず、期日を過ぎて支払われているものがあった。

## 旅費事務

旅費の支払いについて、旅行目的地において交通費を要する移動がない場合に日当が支給されるなど、支給すべきでない旅費が支給されているものがあった。

## 精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が著しく遅延しているものがあった。

## 支出証拠書類

日々雇用に係る賃金の支払について、所属長による就労証明書が作成されていないものがあった。

## (3) 契約事務

## 予定価格の設定

業務委託、備品購入等の執行伺で、安易に従前どおりの予定価格とするなど予定価格の積算根拠が不明確なものがあった。

## 契約書

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、契約の解除、再委託の禁止等）が記載されていないものや、記載されている内容（遅延賠償金の年利率等）が誤っているものが多数あった。

## 履行検査

ア 業務委託、印刷製本等の履行検査で、検査調書が作成されていないものがあった。

イ 業務委託、備品の購入等の履行検査で、検査員が指定されていないものがあった。

## (4) 工事関係事務



## 工事の監督

建設業法第 2 条に定める建設工事について、会計規則第70条及び同運用通知により監督員を置くこととされているにもかかわらず、置かれていないものがあった。

## (5) 財産管理事務

## 1) 公有財産管理事務

## 公有財産台帳等

行政財産の目的外使用許可台帳及び借受財産台帳について、作成されていないものや記載内容の不備なものがあった。

## 2) 物品管理事務

## 物品引継書

物品管理者又は物品取扱主任の異動に伴う物品引継書が作成されていないものがあった。

## 使用責任者の指定

職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものや、個々の職員が専用している備品の使用責任者は、個々の職員を指定すべきであるにもかかわらず、一括して特定の職員とされているものがあった。

## 諸帳簿の整備

借用物品の物品整理票について、作成されていないものや借受期間が記載されていないものがあった。

## 4 団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（継続監査）

## (1) 監査の目的

平成17年度の定期監査において、平成16年度会計における県の機関が団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）について全機関（企業会計分を除く。）を対象に監査を実施し、支出状況を把握するとともに団体等の活動内容などを調査し、継続加入の必要性や会費負担額の妥当性等について不断の見直しを求めたところである。

今年度の監査は、平成16年度会計から平成18年度会計までの 3 年間の会費の支出状況及び見直し状況を明らかにするとともに、改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するため実施した。

## (2) 監査の実施方法

今年度の監査は、定期監査実施機関について実地監査、その他の機関については書面監査により実施した。

## (3) 監査対象機関

平成19年 4 月 1 日現在の本庁等及び地方機関の全機関（全機関223機関：本庁等76機関、地方機関147機関）を対象に実施した。

## (4) 監査結果の概要

## 平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況

平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況は、第 1 表のとおり、平成16年度は606件、110,181,710円、平成17年度は572件、107,740,534円、平成18年度は493件、100,743,445円となっている。

その結果、平成18年度は、平成16年度に比べ、113件（ 18.6% ）、9,438,265円（ 8.6% ）の減となっている。

第 2 表は、平成17年度又は平成18年度に会費を新規に支出したもの及び増額したものであり、平成17年度は15件、5,873,000円、平成18年度は18件、1,945,500円となっている。

第 3 表は、平成17年度又は平成18年度の新規支出分及び増額分を控除したものであり、平成16年度に比べた会費の実質的な削減状況を示したものである。

平成18年度は平成16年度に比べ、132件（ 21.8% ）、17,256,765円（ 15.7% ）の減となっている。

第1表 会費の支出状況

(単位：件・円)

実施機関	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成18年 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本 庁 等	310	101,520,365	290	99,232,519	273	92,840,790	37 ( 11.9%)	8,679,575 ( 8.5%)
地 方 機 関	296	8,661,345	282	8,508,015	220	7,902,655	76 ( 25.7%)	758,690 ( 8.8%)
合 計	606	110,181,710	572	107,740,534	493	100,743,445	113 ( 18.6%)	9,438,265 ( 8.6%)

第2表 会費の新規支出分及び増額分

(単位：件・円)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額
新規支出分	10	3,585,000	9	308,500
増 額 分	5	2,288,000	9	1,637,000
合 計	15	5,873,000	18	1,945,500

第3表 会費の実質的な削減状況

(単位：件・円・%)

実施機関	平成17年度 - 平成16年度		平成18年度 - 平成17年度		平成18年度 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本 庁 等	23 ( 7.4%)	8,038,846 ( 7.9%)	20 ( 6.9%)	8,255,729 ( 8.3%)	43 ( 13.9%)	16,294,575 ( 16.1%)
地 方 機 関	21 ( 7.1%)	275,330 ( 3.2%)	68 ( 24.1%)	686,860 ( 8.1%)	89 ( 30.1%)	962,190 ( 11.1%)
合 計	44 ( 7.3%)	8,314,176 ( 7.5%)	88 ( 15.4%)	8,942,589 ( 8.3%)	132 ( 21.8%)	17,256,765 ( 15.7%)

平成18年度の会費の見直し状況

ア 会費を支出しなかったもの

団体等からの脱会又は団体等の解散などにより、平成18年度に会費を支出しなかった主なものは、次のとおりであった。

削減額

- ・ 広島・島根観光連携協議会負担金 500,000円 (観光振興課)
- ・ ごみゼロパートナーシップ会議負担金 100,000円 (廃棄物対策課)
- ・ 国際食糧農業協会会費 100,000円 (農畜産振興課)
- ・ 緑化センター全国協議会年会費 80,000円 (林業課)
- ・ 地域新事業創出促進連絡協議会負担金 50,000円 (産業振興課)



## イ 会費を削減したものの

団体等による事業内容の自主的な見直しなどにより、平成18年度に会費を削減した主なものは、次のとおりであった。

	削減額
・ 地方行財政調査会負担金	1,673,280円 (人事課)
・ 西日本中央連携軸推進協議会負担金	1,000,000円 (政策企画監室)
・ 島根・山口観光振興協議会負担金	720,000円 (観光振興課)
・ 島根県緑化推進委員会年会費	200,000円 (林業課)
・ 全国都道府県教育委員会連合会分担金	126,600円 (教育庁総務課)

## (5) 組織及び運営の合理化に資するための意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づく組織及び運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意するとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて (各部主管課、各機関)

会費について、3年間にわたり見直しが行われた結果、平成18年度は平成16年度に比べ、113件、943万円余の減、実質的には132件、1,725万円余の削減が図られたところであるが、各機関にあっては今後とも本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、引き続き徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、会費の見直し状況を的確に把握の上、今後の適正な会費の支出について、積極的に指導、調整に努められたい。

## 【見直しの視点】

ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。

イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。

ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。

エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。

オ 同一団体に県の複数の機関(部局)が加入しているものもあるが、加入機関(部局)の統合化(一本化)を図るべきものはないか。

カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。

キ 支出科目が不適当なものはないか。

第1-2表 会費の支出状況 (単位：件・円)

機 関 区 分	実施機関数	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成17年度 - 平成16年度		平成18年度 - 平成17年度		平成18年度 - 平成16年度	
		件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
知 事 部 局	本庁機関	59	86,973,850	206	85,324,564	191	79,378,050	13	1,649,286	15	5,946,514	28	7,595,800
	地方機関	73	7,016,745	183	6,909,015	159	6,438,555	10	107,730	24	470,460	34	578,190
	計	132	93,990,595	389	92,233,579	350	85,816,605	23	1,757,016	39	6,416,974	62	8,173,990
出 納 局	1	2	159,000	2	159,000	2	143,000	0	0	0	16,000	0	16,000
企 業 局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	12	7,003,000	12	6,687,000	12	6,667,000	0	316,000	0	20,000	0	336,000
教 育 委 員 会	本庁機関	10	6,239,915	56	5,993,915	56	5,967,140	4	246,000	0	26,775	4	272,775
	地方機関	62	1,151,600	84	1,147,000	46	1,006,100	4	4,600	38	140,900	42	145,500
計	72	148	7,391,515	140	7,140,915	102	6,973,240	8	250,600	38	167,675	46	418,275
公 安 委 員 会	本庁機関	1	763,600	9	712,040	8	454,600	2	51,560	1	257,440	3	309,000
	地方機関	12	493,000	15	452,000	15	458,000	0	41,000	0	6,000	0	35,000
計	13	26	1,256,600	24	1,164,040	23	912,600	2	92,560	1	251,440	3	344,000
人事委員会事務局	1	2	181,000	2	181,000	2	181,000	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	1	2	145,000	2	145,000	1	35,000	0	0	1	110,000	1	110,000
労働委員会事務局	1	2	55,000	1	30,000	1	15,000	1	25,000	0	15,000	1	40,000
合 計	223	606	110,181,710	572	107,740,534	493	100,743,445	34	2,441,176	79	6,997,089	113	9,438,265
本 庁 等	76	310	101,520,365	290	99,232,519	273	92,840,790	20	2,287,846	17	6,391,729	37	8,679,575
地 方 機 関	147	296	8,661,345	282	8,508,015	220	7,902,655	14	153,330	62	605,360	76	758,690

第 2 - 2 表 会費の新規支出分及び増額分

(単位：件・円)

区 分	実施機関	平成17年度		平成18年度	
		件数	支出金額	件数	支出金額
新規支出分	本庁等	3	3,484,000	3	235,000
	地方機関	7	101,000	6	73,500
	計	10	3,585,000	9	308,500
増 額 分	本庁等	3	2,267,000	6	1,629,000
	地方機関	2	21,000	3	8,000
	計	5	2,288,000	9	1,637,000
合 計		15	5,873,000	18	1,945,500

第 3 - 2 表 会費の実質的な削減状況

(単位：件・円・%)

実施機関	平成16年度		平成17年度				平成18年度					
	( a )		( b 1 )		( b 2 )		( c 1 )		( c 2 )		( c 3 )	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本 庁	310	101,520,365	290	99,232,519	287	93,481,519	273	92,840,790	270	90,976,790	267	85,225,790
地方機関	296	8,661,345	282	8,508,015	275	8,386,015	220	7,902,655	214	7,821,155	207	7,699,155
合 計	606	110,181,710	572	107,740,534	562	101,867,534	493	100,743,445	484	98,797,945	474	92,924,945

実施機関	実 質 的 な 削 減 状 況					
	平成17年度 - 平成16年度 増減 ( b 2 - a )		平成18年度 - 平成17年度 増減 ( c 2 - b 1 )		平成18年度 - 平成16年度 増減 ( c 3 - a )	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本 庁	23 ( 7.4%)	8,038,846 ( 7.9%)	20 ( 6.9%)	8,255,729 ( 8.3%)	43 ( 13.9%)	16,294,575 ( 16.1%)
地方機関	21 ( 7.1%)	275,330 ( 3.2%)	68 ( 24.1%)	686,860 ( 8.1%)	89 ( 30.1%)	962,190 ( 11.1%)
合 計	44 ( 7.3%)	8,314,176 ( 7.5%)	88 ( 15.4%)	8,942,589 ( 8.3%)	132 ( 21.8%)	17,256,765 ( 15.7%)

(注) 1 . b 1 : 平成17年度の支出分 (第 1 - 2 表)

b 2 : 件数については、平成17年度の支出分 (第 1 - 2 表) から新規支出分のみ (第 2 - 2 表) を控除し、  
支出金額については、平成17年度の支出分 (第 1 - 2 表) から新規支出分及び増額分 (第 2 - 2 表) を  
控除したものである

c 1 : 平成18年度分の支出分 (第 1 - 2 表)

c 2 : 件数については、平成18年度の支出分 (第 1 - 2 表) から新規支出分のみ (第 2 - 2 表) を控除し、  
支出金額については、平成18年度の支出分 (第 1 - 2 表) から新規支出分及び増額分 (第 2 - 2 表) を  
控除したものである

c 3 : 件数については、平成18年度の支出分 (第 1 - 2 表) から平成17年度及び平成18年度の新規支出分

(第2-2表)を控除し、支出金額については、平成18年度の支出分(第1-2表)から平成17年度及び平成18年度の新規支出分及び増額分(第2-2表)を控除したものである

2.( )内は、削減の比率を示している。

別紙 1

平成18年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

〔一般会計及び特別会計〕

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成19年10月16日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成19年10月18日
	秘書課	平成19年10月17日		観光振興課	平成19年9月6日
	広聴広報課	平成19年10月18日		しまねブランド推進課	平成19年10月16日
	統計調査課	平成19年10月18日		産業振興課	平成19年10月16日
総務部 (7)	総務課	平成19年9月6日		企業立地課	平成19年10月17日
	人事課	平成19年10月19日		経営支援課	平成19年10月16日
	財政課	平成19年10月19日		労働政策課	平成19年10月18日
	税務課	平成19年8月29日		土木部 (13)	土木総務課
	管財課	平成19年8月29日	技術管理課		平成19年8月22日
	営繕課	平成19年8月22日	用地対策課		平成19年8月22日
	消防防災課	平成19年9月6日	道路維持課		平成19年8月22日
	地域振興部 (5)	地域政策課	平成19年10月17日		道路建設課
市町村課		平成19年9月6日	高速道路推進課		平成19年8月30日
情報政策課		平成19年10月17日	河川課		平成19年8月29日
交通対策課		平成19年10月16日	斐伊川神戸川対策課		平成19年8月29日
土地資源対策課		平成19年10月18日	港湾空港課		平成19年8月29日
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成19年8月28日	砂防課		平成19年9月6日
	人権同和対策課	平成19年8月21日	都市計画課	平成19年10月15日	
	文化国際課	平成19年8月7日	下水道推進課	平成19年9月6日	
	自然環境課	平成19年8月7日	建築住宅課	平成19年10月16日	
	環境政策課	平成19年8月7日	出納局	平成19年10月17日	
	廃棄物対策課	平成19年8月9日	企業局	平成19年7月12日	
健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成19年8月28日	議会議事事務局	平成19年8月30日	
	地域福祉課	平成19年8月7日	教育委員会 (10)	総務課	平成19年8月30日
	医療対策課	平成19年8月8日		教育施設課	平成19年8月7日
	健康推進課	平成19年8月9日		高校教育課	平成19年8月9日
	高齢者福祉課	平成19年8月8日		全国高校総合文化祭推進室	平成19年8月21日
	青少年家庭課	平成19年8月8日		義務教育課	平成19年8月9日
	障害者福祉課	平成19年8月9日		保健体育課	平成19年8月8日
	薬事衛生課	平成19年8月8日		生涯学習課	平成19年8月9日
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成19年8月30日		人権同和教育課	平成19年8月21日
	農業経営課	平成19年8月21日		文化財課	平成19年8月7日
	農畜産振興課	平成19年8月21日		福利課	平成19年8月8日
	農村整備課	平成19年8月21日	公安委員会	警察本部	平成19年10月18日
	農地整備課	平成19年8月28日		人事委員会事務局	平成19年10月15日
	林業課	平成19年8月22日	監査委員事務局	平成19年8月30日	
	森林整備課	平成19年8月22日	労働委員会事務局	平成19年8月30日	
	水産課	平成19年8月28日			
漁港漁場整備課	平成19年8月28日	合計	76機関		

(注) 1 監査実施機関は、平成19年度の所属名とした。

2 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙 2

平成18年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

〔一般会計及び特別会計〕

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (8)	隠岐支庁隠岐保健所	平成19年7月18日	教育委員会 (29)	松江教育事務所	平成19年6月7日
	隠岐支庁水産局	平成19年7月19日		出雲教育事務所	平成19年6月8日
	隠岐支庁県土整備局	平成19年7月18日		松江教育センター	平成19年6月8日
	東部県民センター	平成19年7月26日		浜田教育センター	平成19年7月5日
	同雲南事務所	平成19年7月24日		古代出雲歴史博物館	平成19年7月26日
	同出雲事務所	平成19年7月25日		安来高等学校	平成19年6月5日
	西部県民センター	平成19年7月5日		情報科学高等学校	平成19年6月5日
	自治研修所	平成19年6月7日		松江南高等学校	平成19年5月31日
健康福祉部 (7)	東部福祉事務所	平成19年7月10日		松江東高等学校	平成19年6月7日
	松江保健所	平成19年6月5日		松江商業高等学校	平成19年5月31日
	出雲保健所	平成19年6月8日		松江農林高等学校	平成19年6月7日
	益田保健所	平成19年7月4日		横田高等学校	平成19年7月24日
	中央児童相談所	平成19年5月31日		三刀屋高等学校	平成19年7月25日
	浜田児童相談所	平成19年7月6日		出雲高等学校	平成19年7月25日
	女性相談センター	平成19年6月5日		出雲農林高等学校	平成19年7月25日
農林水産部 (9)	東部農林振興センター雲南事務所	平成19年7月10日		大社高等学校	平成19年7月25日
	西部農林振興センター県央事務所	平成19年7月10日		邇摩高等学校	平成19年7月9日
	同農業普及部大田支所	平成19年7月24日		川本高等学校	平成19年7月9日
	同益田事務所	平成19年7月4日		邑智高等学校	平成19年7月10日
	同益田家畜衛生部	平成19年7月4日		江津高等学校	平成19年7月6日
	農業技術センター	平成19年7月25日		浜田商業高等学校	平成19年7月5日
	農業大学校	平成19年7月24日		益田高等学校	平成19年7月4日
	畜産技術センター和牛改良G	平成19年7月24日		益田工業高等学校	平成19年7月5日
	松江水産事務所	平成19年6月7日		隠岐島前高等学校	平成19年7月19日
商工労働部 (5)	広島事務所	平成19年7月9日		盲学校	平成19年6月5日
	産業技術センター	平成19年5月31日		浜田ろう学校	平成19年7月6日
	松江高等技術校	平成19年5月31日		松江養護学校	平成19年5月31日
	出雲高等技術校	平成19年6月8日		石見養護学校	平成19年7月9日
	浜田高等技術校	平成19年7月5日		隠岐養護学校	平成19年7月18日
土木部 (7)	松江県土整備事務所	平成19年7月26日	公安委員会 (6)	安来警察署	平成19年6月5日
	雲南県土整備事務所	平成19年7月10日		出雲警察署	平成19年7月26日
	県央県土整備事務所	平成19年7月10日		大田警察署	平成19年7月6日
	浜田県土整備事務所	平成19年7月5日		江津警察署	平成19年7月6日
	浜田河川総合開発事務所	平成19年7月5日		浜田警察署	平成19年7月6日
	出雲空港管理事務所	平成19年6月8日		隠岐の島警察署	平成19年7月18日
	宍道湖流域下水道管理事務所	平成19年6月7日		合計	71機関

(注) 平成19年度の所屬部局等及び機関名より記載した。

## 企 業 会 計

## 第 1 監査の概要

## 1 監査の対象事務

平成18年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

## 2 監査の実施方法

監査対象 5 機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

## 3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中 央 病 院	平成19年 7 月11日
湖 陵 病 院	平成19年 7 月11日
企 業 局 本 局	平成19年 7 月12日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成19年 7 月12日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成19年 7 月13日

## 第 2 監査結果の総括

## 1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。

公営企業の指摘事項は 1 件で、契約関係のものであつた。その内容は第 2 の 2 に記載のとおりである。

また、指示事項は14件で、収入関係、支出関係、契約関係などであつた。指示事項のうち主なものについては第 2 の 3 に記載のとおりである。

なお、昨年度に比べると指摘事項は 4 件の減であり、指示事項は 6 件の減であつた。

（単位：件）

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	合 計
指 摘	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (4)	1 (5)
指 示	8 (6)	3 (5)	2 (4)	1 (5)	14 (20)
合 計	8 (7)	3 (5)	3 (4)	1 (9)	15 (25)

注) ( )内は、昨年度の件数である。

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報掲載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭により注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

## 2 指摘事項

## (1) 中央病院

指摘事項はなかつた。



(2) 湖陵病院

指摘事項はなかった。

(3) 企業局本局

指摘事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

契約事務が適当でないもの

第1調整池進入路復旧工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料の収入について、調定する時期が遅延しているものがあった。

収納事務

医業未収金（個人負担分）及び使用料について、納入期限までに収入されていないものが多数あった。

(2) 支出事務

支出手続

臨時職員等の採用に係る執行伺いについて、経験年数により賃金等が決定されているにもかかわらず、それを明示した資料が添付されていないものがあった。

支出事務が適当でないもの

旅費の支払いについて、旅行目的地において交通費を要する移動がない場合に日当が支給されているものがあった。

(3) 契約事務

契約方法

合見積書を徴しない理由が不明確なものがあった。

契約書

業務委託契約書で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、検査、移転業務完了報告書、再委託の禁止条項等）が記載されていないものがあった。

(4) 財産管理事務

公有財産の管理

公有財産について、未登記の土地があった。

組織及び運営の合理化に資するための意見書  
(平成18年度会計定期監査結果報告添付意見)

監査意見

本年度の意見

一般会計及び特別会計

- 1 医療制度改革に関わる広報について
- 2 歳入の早期確保について
- 3 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について
- 4 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について
- 5 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について
- 6 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について
- 7 支出負担行為の出納機関の確認について
- 8 借受財産の賃借料について
- 9 メンタルヘルスへの取組について

企業会計

- 1 病院事業の運営について
  - (1) 中央病院
  - (2) 湖陵病院
  - (3) 病院全事業
- 2 電気事業の運営について
- 3 工業用水道事業の運営について
- 4 水道事業の運営について
- 5 宅地造成事業の運営について
- 6 企業局全事業について

昨年度の意見に対する措置状況の評価

## 監 査 意 見

本県の財政は、依然として硬直化した極めて厳しい状況が続いている。

こうした中で、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていくためには、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

この意見書は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき組織及び運営の合理化に資するための意見として述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意するとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価するもの」、「措置状況を見守るもの」及び「引き続き改善措置を求めるもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

## 本年度の意見

## 一般会計及び特別会計

## 1 医療制度改革に関わる広報について（健康福祉総務課、医療対策課、健康推進課、高齢者福祉課）

現在進められている「医療制度改革」は、生活習慣病対策や長期入院の是正などによる中長期的な医療費適正化のための平均在院日数短縮などの数値目標を盛り込んだ県計画の策定、国が策定する地域ケア体制の整備等に関する指針を踏まえた療養病床の老人保健施設等への転換、75歳以上の後期高齢者を対象とする市町村広域連合による独立した医療保険制度の創設などを内容とするものであり、平成20年4月からのスタートが予定されている。（については、平成24年3月までに実現）

本県では、この医療制度改革に向け、鋭意取り組まれているところである。

一方、先に県が実施した「島根県政県民満足度等調査」における「安心して暮らせるしまね」に関する施策の評価では、県民が求める施策として、医療機能・施設の充実、優れた医療従事者の確保などが高い重要度を占めていた。

また、現在、医療制度改革をめぐる、いわゆる介護難民についての懸念など医療、介護に関する不安が増幅している状況でもある。

については、今回の医療制度改革は、県民に極めて大きな影響を与えるものであるところから、新たな制度がスタートする前においても、あらゆる機会を通じて十分に県民に説明するなど、県民の理解を得ながら医療費適正化計画の策定などを進められたい。

また、新たな制度がスタートした後においても、その内容を県民に対し十分に広報されたい。

## 2 歳入の早期確保について（各部主管課、出納局）

平成18年度の年間を通じた資金収支については、県税や国庫支出金等の歳入より全体的に県の歳出が先行することから、国から地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については基金の運用により対応されている状況である。

こうした資金収支の状況にありながら、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延などがあり、歳入の早期確保へ向けた取組みが不十分な状況である。

これは、県が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、資金収支に対する職員の認識不足に起因しているものと考えられる。

については、各部主管課においては、職員に対し資金収支の現状について周知するとともに、歳入の早期確保について意識改革を図られたい。

また、出納局においては、資金収支の現状について適宜情報を提供するとともに、歳入の早期確保を促し適切な資金管理に努められたい。

## 3 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について（農地整備課、土木総務課）

県が施行する農地整備事業及び道路・河川改良事業等に伴う市町村からの受託事業については、各県土整備事務所において、受託事業に係る工事請負費や用地補償費等の費用負担等について、市町村と協定書を締結して実施されている。

県が受託事業の実施に当たり、工事請負費の前金払や用地補償費の概算払等を行う場合があるにもかかわらず、協定書では受託事業の完了後に市町村負担金を一括して精算することとされているものがあつた。

また、受託事業費の一部を県が市町村に対して前金払として請求できるとされているにもかかわらず、請求されていないものがあつた。

については、受託事業の完了前に県が当該経費を支出する場合には、原則として市町村に対し適宜適切に応分の負担を求める方法に改められたい。

また、農地整備事業や道路・河川改良事業に伴う受託事業については、ともに各県土整備事務所が市町村と協定書を締結して実施することから、各事業共通の標準的な協定書を作成することを検討されたい。

4 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について（人事課、教育庁総務課）

現在、県から市町村や外郭団体等へ職員が派遣されている。この派遣に係る給与等の費用負担については、派遣先との協定等で定められている。

しかしながら、派遣職員が県に復帰し退職した場合の退職に係る負担については、必ずしも明確に定められておらず、派遣期間を含めすべて県負担になっている。

については、派遣の目的や派遣先との受益の関係等を明らかにし、負担のあり方について検討されたい。

5 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について（土木総務課）

財団法人島根県建設技術センター（以下「財団」という。）は、建設技術者の資質向上と県内の地方公共団体の効率的な建設事業の執行を支援することを目的に、平成8年3月に設立されたものである。

県では、財団設立当時、公共事業費の伸びに伴い、土木部職員の人員配置を越える業務量があつたことから、財団に対し、設計書作成及び工事監理業務等を委託し、現在に至っている。

設立当時の財団職員は、13名のうち7名が県から派遣され、現在は職員8名のうち4名が県から派遣されている。

現在、県の公共事業費は、財団設立当時と比べ著しく減少し、平成18年度は、土木部公共事業予算ピーク時の平成10年度に比べ半減しており、今後も減少傾向が継続するものと考えられる。

なお、平成18年度の土木部の土木業務関係職員数は、平成10年度に比べほぼ同数となっている。

このようなことから、現在財団に対して委託している業務は、各県土整備事務所において執行が可能であると考えられる。

については、経済性、効率性等の観点から、財団への委託業務について見直されたい。

6 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について（各部主管課、出納局）

重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議については、会計規則第8条の規定により、「支出負担行為担当者は、重要又は異例な支出の原因となる行為及び出納長が別に定めるものについては、事前に出納機関に協議しなければならない。」とされている。

しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為であるにもかかわらず、事前協議がされていないものが見受けられた。

出納機関への事前協議制度は、重要な支出案件について適正な会計処理に万全を期すために出納機関が事前に支出事項の内容を了知するため、設けられているものである。

については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、出納機関への事前協議手続について指導を徹底されたい。（各部主管課）

また、出納機関においては、事前に支出事項の内容を了知するため、会計担当職員等に対し、事前協議手続について指導を徹底されたい。（出納局）

7 支出負担行為の出納機関の確認について（各部主管課、出納局）

支出負担行為の確認については、会計規則第32条の規定により、「支出負担行為担当者は、支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならない。」とされている。

しかしながら、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられた。

この支出負担行為の確認遅延の原因については、担当者の理解不足や契約手続の遅延などによるものであった。

支出負担行為は、予算執行の第一段階の行為であり、その確認は、当該行為の内容、支払等に係る経理内容などの全般を把握し、支出審査の徹底を図るために行うものである。

については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。(各部主管課)

また、出納機関においては、支出の原因となる行為の審査の徹底を図るため、会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。(出納局)

#### 8 借受財産の賃借料について(管財課)

県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料及び賃借期間については、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用通知で、「当該借用物件の必要性、付近一般の評価額、賃借料及び賃借期間を考慮し、取引通念上、合理的と考えられる額及び期間とする。」とされている。

しかしながら、土地を継続して借り受ける賃貸借契約で、契約更新時に賃借料を算定することなく安易に長期間従前と同一金額で契約を締結しているものや、付近の賃借料を調査せず、その算定根拠が不明確なものが見受けられた。

これは、上記の運用通知に基づく具体的な取扱等が示されていないことによるものと考えられる。

については、県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料の妥当性を確保することが必要であり、その算定に資する具体的な取扱を定めた指針を作成するなど、各財産部局を適切に指導されたい。

#### 9 メンタルヘルスへの取組について(人事課、教育庁福利課、警察本部)

近年、職員の精神疾患(「心の病」)による休職者数が増加し、長期休職者に占める割合も増加する傾向にある。現在、県の危機的な財政状況に対応するために職員の定員削減や行政の効率化等の取組が進められているところであるが、こうした中で、多様な行政需要に的確に応える行政運営を行っていくためには、職員の能力が十分に発揮できる体制を築いていくことが求められる。

そのためには、職員一人ひとりが、心身共に健康で生き生きと働ける職場環境づくりが大切である。

県では、職員の精神疾患への対応として、相談体制の充実や研修会の実施、職場復帰支援システムの構築などの取組がなされているところであるが、休暇・休職者の推移をみると、その成果は必ずしも十分とはいえない状況である。

については、管理職に対しては、発症の予防や職場復帰への的確な対応についてのより実践的な研修を実施するとともに、職員に対しては、精神疾患についての正しい知識と理解を深めるための研修を全員に実施するなど、メンタルヘルス対策を一層充実されたい。

## 企 業 会 計

## 1 病院事業の運営について(中央病院、湖陵病院)

## (1) 中央病院

## 1) 「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画(平成19年度～平成22年度)」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県立中央病院中期計画アクションプラン(平成19年度～平成22年度)」では、良質な医療の安定供給、患者サービスの向上、良質な医療の確立のための経営基盤の確立など54項目にわたって目標が掲げられている。

病院事業管理者を中心として職員は、この目標の達成に向けて努力をされたい。

## 2) 「7対1」看護配置の導入について

看護配置については、急性期病院において入院患者7人に対して1人の看護師を配置するいわゆる「7対1」を、平成21年4月を目途に導入するとの方針が出された。

この「7対1」の導入は、より手厚い看護の提供により患者の早期回復に役立つとともに、診療報酬の看護基準の引き上げによる医業収入の増加につながる等経営基盤の強化にも結びつくものである。

この看護配置の導入に向け、医療の質や安全性の向上を基本において病棟や病床の見直し、必要とする看護師の確保等について検討が行われている。

については、これらが他の病院や診療所へ及ぼす影響、今後における診療報酬改定の動向、看護師の増員による経費の増高が経営に与える影響等を勘案しながら、「7対1」看護配置の導入について十分な検討を行われたい。

## (2) 湖陵病院

## 1) 「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画(平成19年度～平成22年度)」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県湖陵病院中期計画アクションプラン(平成19年度～平成22年度)」が平成19年6月に策定され、医療の質の向上、収益の確保についての目標が掲げられている。

院長をはじめ職員は、目標の達成に向け努力されたい。

## 2) 「島根県立こころの医療センター」への円滑な移行について

病院では県内で初めてPFI事業で整備する「島根県立こころの医療センター」については、平成20年2月1日に開院する予定である。

平成19年11月から計画されている移行準備トレーニングにおいては、移行後の様々な問題点に対処するためのトレーニングを十分行うことにより、新病院における業務が円滑に機能するよう万全を期されたい。

また、新病院への移転にあたっては、特に入院患者の搬送における安全確保と人権やプライバシーの保護を最優先にして、関係事業者と十分検討・協議を行い実施されたい。

## (3) 病院全事業

## 1) 病院事業中期計画の推進について

県においては、医療制度改革の急速な進展や県財政の厳しい状況を踏まえるとともに、平成19年4月からの公営企業法の全部適用による自立した運営体制の確立を目指して、平成19年3月に「島根県病院事業中期計画(平成19年度～22年度)」が策定された。

「中期計画」は、「医療機能の充実」、「自立的経営の推進」及び「職員の育成・確保」の3点を重点項目として取り組むことにより、「実質的な損益の黒字化」及び「内部留保資金の確保」の2点の経営目標を期間中に達成することが掲げられている。

これを受けて両病院では、この計画を具体的に推進していくためにそれぞれ「中期計画アクションプラン」を策定し、当面する諸課題に目標水準を設定して取り組みを始めたところである。



病院運営を取り巻く環境が厳しい中、病院事業管理者を中心に全職員が経営に参画するという意識を共有し、計画の着実な推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

## 2) 医療従事者の確保について

県立病院は三次医療を担う基幹的病院等として重要な責務を負っているが、全国的に医師をはじめとする医療従事者の不足が大きな問題となっている中で、県立病院においてもその確保が危ぶまれる状況となっている。

平成19年7月1日現在で、中央病院では正規職員の医師が10名、嘱託職員の医師が20名不足しており、湖陵病院では正規職員の医師が1名不足しているため、医師の勤務が過重なものとなっている。このため特に、中央病院においては特定の診療科のみではなく診療科全般での診療に影響が懸念される状況にあり、さらに代診医制度などに支障が生ずるおそれもある。

平成19年5月、国も「緊急医師確保対策」を打ち出したところであり、こうした動向も注視しながら幅広く方策を検討して、医師の確保に努められたい。

また、病院の看護師や薬剤師等が全国的に不足する状況にあっては、必要な人数の確保に困難が予想される。

働きやすい環境を確保するためハード・ソフト両面にわたり幅広く検討して魅力ある職場づくりに取り組むとともに、関係機関等と協議を行い募集方法や採用方法の改善を図られたい。

## 3) 未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが前年度末に比較し2千4百万円余増加して、両病院で1億2千2百万円余となっている。両病院ともに未収金対応要綱を作成し、家庭訪問を実施するなどして鋭意取り組んでいるところであるが、今後も増加が懸念される状況にある。

医療機関の抱える未収金は、全国的にも深刻な問題となっており、厚生労働省においても平成19年6月に新たに検討会を設置して、未収金の解決方策について検討が開始されたところである。

こうした検討の推移を見守るとともに、未収金の発生防止、発生後の督促、長期化した債権の回収という各段階において適切に対応することによって、未収金の発生の抑制及び回収の促進に努められたい。

また、長期化している債権についてはその管理を厳格に行い、悪質な滞納者については支払督促等の法的手段に訴えるなど強い姿勢で臨むとともに、明らかに回収が不可能な債権の処理については、特別損失として計上するなどの方策を検討されたい。

## 2 電気事業の運営について(企業局)

### 1) 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し22.4%にとどまっている。営業収支も2,922万円余の損失となっており、前年度に比べ272万円余改善したものの営業開始以来依然として営業損失を出している。この要因は、落雷等による度重なる故障によって運転を相当の期間停止したことにある。落雷防止については平成18年12月に避雷塔が設置されたが、その後も落雷による被害が発生しており、その設置効果に疑問が残る。

落雷などによる故障の防止には学術的・技術的知見を得て有効な対策をとるとともに、風況の急激な変化等による故障についてもメンテナンスや修理体制の見直し等を行うことにより、運転稼働時間を確保し経営の健全化に努められたい。

### 2) 江津高野山風力発電所建設事業の監理について

江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認可最大出力2万700kWで平成20年11月の運転開始を目指し、平成19年3月建設工事に着手した。

全体の事業費は発注時点で63億5千万円余となり、地質調査の結果に伴う基礎工事費の増やユー口高、鋼材の高騰などにより計画発表時より9億2千万円余の増となった。

収支計画においては、営業期間17年間で7億円余の累積利益が見込まれているが、事業費のさらなる増加は事業の経営に大きな負担となるので、事業費がこれ以上増大しないよう適切な事業監理を行われたい。

### 3 工業用水道事業の運営について(企業局)



## 1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成 5 年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれない。

## 2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は 1 企業にとどまっており、売水率も平成19年 4 月の契約更改後で14.4% ( 日量2,160 $\text{m}^3$  ) と低迷している。

引き続き江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

## 3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 $\text{m}^3$ の用水取水権を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に 5 万 $\text{m}^3$ 、江の川水道事業に 2 万 7 千 $\text{m}^3$ の用水を利用しているが、残りの15万 3 千 $\text{m}^3$ については、昭和 51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

については、地方公営企業としての当事業のあり方について、県と一体となって検討されたい。

## 4 水道事業の運営について ( 企業局 )

## 1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き関係市と協議を進め需要拡大に取り組まれない。

## 2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、山佐ダムを水源とする第 1 期拡張事業に次ぐ第 2 期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供用開始に向け建設工事が順調に進められてきており、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として期待されている。

今後とも事業費の抑制に努めるとともに、料金設定のあり方や県東部地域における総合的な事業経営や運営管理の効率化について検討を進められたい。

## 3) 水供給に係る危機管理対策について

平成19年 7 月の中越沖地震の例に見るように、また平成16年に成立した国民保護法や島根県国民保護計画においても、水の安定的な供給は危機管理上も重要であり、水道は最も大切なライフラインの 1 つである。

については、地震等の自然災害や事故、人為的危害に対する施設面、管理運営面における諸対策や取水から供給までの各段階における水質管理対策について点検し、一層の危機管理の充実に努められたい。

## 5 宅地造成事業の運営について ( 企業局 )

## 1) 各工業団地の分譲促進について

各種の優遇制度や立地条件緩和措置等を十分に P R するとともに、知事部局、地元自治体等と連携しながら、企業局独自の取り組みも進め、工業団地の分譲促進に努められたい。

## 6 企業局全事業について

## 1) 経営計画の推進について

経営計画の推進については、外部からの評価も踏まえつつ、P D C A マネジメントサイクルを着実に実行するなど進行管理を適切に行うとともに、全職員が高い経営意識を持って計画の推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

## 2) 設備の計画的な改良・更新について

水道設備や発電設備の中には、供用開始後約40年あるいは50年以上が経過し、老朽化したもの、機能が低下し

たもの、さらには耐震化が求められるものがあり、今後設備の改良・更新に多額の投資が必要となってくる。

これらの整備に当たっては、コストの縮減、資金確保、経営の効率化等に留意し、料金設定のあり方を含め関係先と十分調整を図りながら、中長期的な計画を策定の上、適切な改良・更新に努められたい。

## 昨年度の意見に対する措置状況の評価

## 一般会計及び特別会計

- 1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
  - (1) 県退職者等の有効活用について（人事課、義務教育課）
  - (2) 入札参加資格等への政策課題要件の反映について（農林水産総務課、土木総務課、教育施設課、警察本部）
  - (3) 会食を伴う懇談会の適正な執行について（各部主管課、人事課）
  - (4) 長期継続契約の適切な取扱いについて（出納局）
  - (5) 福祉事務所のあり方について（人事課、健康福祉総務課）
  - (6) 旅費の取扱等について（人事課）
- 2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
  - (1) 公有財産の適正な管理について
    - ・ 公有財産の適正な管理について（各部主管課、管財課）
    - ・ 教育財産に係る公有財産台帳の適正な管理について（教育施設課）
  - (2) 島根県総合美術展（県展）の適切な運営について（文化国際課）
  - (3) 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について（人事課、出納局）
  - (4) 産業廃棄物の適正処理について（廃棄物対策課、出納局）
  - (5) 高校生献血サマースクール事業について（薬事衛生課）
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。
  - (1) 部活指導に対するボランティア制度の導入について（保健体育課）

## 企業会計

- 1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
  - (1) 「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について（中央病院）
  - (2) 職員宿舎の整備について（中央病院）
  - (3) 「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について（湖陵病院）
  - (4) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について（湖陵病院）
  - (5) 「病院事業中期計画」（仮称）の策定について（病院全事業）
  - (6) 財務規則の改正について（病院全事業）
  - (7) 水力発電所の計画的な改良等について（電気事業）
  - (8) 企業局経営計画の進行管理について（企業局全事業）
  - (9) 総費用の抑制について（企業局全事業）
  - (10) 会費及び会費的負担金の見直しについて（企業局全事業）
- 2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
  - (1) 職員宿舎跡地の活用について（中央病院）
  - (2) 退院者の再入院防止と生活支援について（湖陵病院）
  - (3) PFI事業者に対する指導について（湖陵病院）
  - (4) 中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について（湖陵病院）
  - (5) 医療費の個人負担分の未収金対策について（病院全事業）
  - (6) 会費及び会費的負担金の見直しについて（病院全事業）
  - (7) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について（電気事業）

- (8) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について(工業用水道事業)
- (9) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について(水道事業)
- (10) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について(水道事業)
- (11) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について(水道事業)
- (12) 江島工業団地の分譲促進について(宅地造成事業)
- (13) 低利かつ安定した資金調達等について(企業局全事業)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

- (1) 隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について(電気事業)
- (2) 飯梨川工業用水道事業における需要拡大について(工業用水道事業)
- (3) 江の川工業用水道事業の用水型企業の誘致等について(工業用水道事業)
- (4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について(工業用水道事業)
- (5) 江津地域拠点工業団地の売却促進について(宅地造成事業)